

(公開)

## 第 2 1 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年9月27日岩沼市役所6階研修室A・Bにおいて、下記案件を審議するため、  
第21回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定                    |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名               |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 非農地証明願について               |
| 日程第8 | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 日程第9 | 農用地利用集積計画について            |

## 1、出席委員

1番	平井	博	2番	長田	幸浩	3番	佐藤	勲	4番	長田	克美
5番	大友	信由	6番	渡邊	等	7番	猪股	政一	8番	郡山	正志
11番	宮部	淳子	12番	木皿	清	13番	菅井	武雄	14番	吉田	俊美

## 2、欠席委員

9番	菅原	龍也	10番	八卷	文彦
----	----	----	-----	----	----

## 3、農地利用最適化推進委員

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻	敏幸	主査	小林	真由
主事	佐々木	常行	主事	渡辺	裕子

## 1、同日午後1時30分開会

- |            |   |  |
|------------|---|--|
| 議          | 長 | ただいまから、第21回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。  |
| 議          | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。<br>(挙手全員)  |
| 議          | 長 | 挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。   |
| 議          | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、2番長田幸浩委員、3番佐藤勲委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。  |
| 議          | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項でございます。以上でございます。   |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)   |
| 議          | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。  |
| 議          | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。   |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件報告させていただきます。内容につきましては、備考欄に記載しているとおり、市街化区域の農地について土地区画整理事業を行うため転用するもので、令和3年3月2日に受理したものでございました。76-1、79-1、82の3筆の届出がございまして、その際に受理通知を発行しておりました。ただ、総会での報告については76-1、79-1の2筆のみ行っており、漏れていた82を今回改めて報告するものでございます。以後、このような漏れがないよう注意を図っ |

		てまいります。なお、この届出につきましても、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁から4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、4件受理いたしております。内容につきましては、いずれも市街化区域の農地を転用するものです。整理番号1については一般個人住宅を建築するための宅地造成、整理番号2については、一般個人住宅を建築するため、整理番号3及び4については、集合住宅を建築するための所有権移転でございます。なお、この届出につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の5頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも関連するもので、所有権移転を行うための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。

新妻事務局長事務取扱	議案書の6頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願について、1件受理いたしております。内容につきましては、山林化しており、今後も農地としての利用の見込みはない、ということで非農地証明を交付したものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議 長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (「なし」の声あり)
議 長	ないようですので、報告第5号を終了いたします。
議 長	日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、整理番号1について担当委員から説明願います。
菅 井 委 員	現地立会は、9月22日に長田委員、菅井委員、私と事務局の小林さん、渡辺さんで行いました。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さんです。同じ住所の親子です。田11筆、畑9筆、合計20筆で、面積は19,052.00㎡。現状、問題なく耕作されておりまして、今後も●●さんが引き続き管理して行うことから、特に問題ないと判断いたしました。皆さんの審議をお願いします。
議 長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1番については申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議 長	挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1番については申請のとおり、許可することに決しました。
議 長	それでは、整理番号2について担当委員から説明願います。
菅 井 委 員	整理番号2についてご説明します。行政書士の代理人の方と話し合いを持ちまして、その中で疑問点があったので、担当者5名で現地確認もしてきました。差し替えのとおり、深山9番地については現地を確認しておりまして、やはり農地としては認められないのではないかと皆さんで一致しました。緑に見えるところは草が生えていて、その脇に猪の捕獲用の罠が設置されている状態で、これも農地には適さないと判断しました。その他

		につきましては、管理されているように見受けられました。皆様のご審議をお願いします。以上です。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2番については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2番については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	それでは、整理番号3について担当委員から説明願います。
菅井委員	員	●●さんと●●さん、親子関係なんですけど、この件につきまして説明します。1031㎡について、3条の許可を取りたいということで申請が出ておまして、現状特に問題なく耕作されていると確認してきています。ご審議をお願いいたします。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	整理番号4から整理番号15については、譲受人が同一であるため、一括して審議したいと思います。それでは、整理番号4から整理番号15について、担当委員から説明願います。
菅井委員	員	譲受人は●●さんです。譲渡人は●●さんをはじめ複数人です。位置図については7頁から8頁をご覧ください。現況は、砂利を取った後ということで、砂利が敷いている状態です。非常に固い状態です。その中の一部に砂の山がありました。そのような砂に関しては、事前に事務局に相談してくださいと指摘しました。今後どうするかということですが、その砂を使って畑にしていきたいということで、表土を削って砂を敷きこむ。さら

に、その上に表土をのせて畑として活用したいということです。そういうわけで、現状変更が必要であるため、現状変更を出すようにとお伝えして了解を得ました。若干高くなる予定ですが、通路その他に影響がないようにやるという事でした。その他に、写真には見えない用水路があり、これについては払い下げを受けることを考えているそうです。さらに通路ですが、大きな車が通行できるような公道がないことから、それについても検討してくださいと伝えました。条件が色々重なっていますが、なんとか放置するよりも畑として活用したいという意思を強調していました。まずは、現状変更を出していただいてから着手するという事で、難しい部分はありますが、農地が放置されるよりもよいかと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

猪股委員 現況はどうなっているのですか。

菅井委員 固い土です。

郡山委員 砂を取った後は現状に戻すという話だったと思いますが、田んぼに戻さなかったということでしょうか。

佐々木主事 ●●というところで以前砂を採取していて、元は津波を被った土地でした。その後、ちゃんと田んぼだったかというところではなくて、現状と同じように固い土に草が生えている状態でした。そこから転用をして砂を採ってということなので、これで元に戻したことにはなっています。このまま放置しておく、また草が生えて遊休した農地になってしまうので、それよりは畑として活用してもらったほうがよいかと思います。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

郡山委員 はい。

議長 他にございませんか。

宮部委員 どのくらいで作付けできるような状態にするのでしょうか。

小林主査 先日の担任委員会では、4月から5月ぐらいにはというお話でした。将来的にはじゃがいもを作る予定だそうです。

議長 他にございませんか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号4から整理番号15については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号4から整理番号15については、申請のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第9、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の15頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが2件、筆数4筆、合計面積1,404.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは3件、筆数7筆、合計面積は4,430.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、9月30日を予定しております。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画については計画案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第21回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後2時1分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 2 番 \_\_\_\_\_

委員 3 番 \_\_\_\_\_